



宮 崎 県 公 報

平成23年2月6日（日曜日）号外 第4号の5

発行・印刷 **宮 崎 県**
宮崎市橋通東 2丁目10番 1号

発行定日 毎週月・木曜日
購読料（送料共） 1年 36,000円

目 次

頁

告 示

○家畜伝染病の家畜等の移動の制限の変更 -----（畜産課） 1

告 示

宮崎県告示第76号の6

家畜伝染病の家畜等の移動の制限（平成23年宮崎県告示第76号の2）を次のとおり変更する。

平成23年2月6日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 移動を制限する家畜の種類等

(1) 移動を制限する家畜の種類

鶏、あひる、うずら及び七面鳥並びにそれらの死体

(2) 移動を制限する物品

病原体をひろげるおそれのある物品

(3) 移動を制限する区域

平成23年宮崎県告示第76号の2の1の③に掲げる区域に、以下の区域を追加する。

ア 川南町大字川南の一部（牧平、細原、川向、細、下切、中須、前坂下、東肥、川添、南肥、北肥、中の別府、黒坂原、甘付道西、磯道南、西肥、甘付道東、土手の内、権現下、上肥、出口東、新田、番所、宮ノ尻、下の浜、子迎、大久保、土橋及び番野地）

イ 都農町大字川北の一部（向江細、郷田、寺迫浜田、寺迫平下、寺迫下原、中尾及び寺迫北原）

ウ 日向市美々津町、幸脇、塩見、北町、北町一丁目、北町二丁目、北町三丁目、南町、中町、本町、都町、上町、春原一丁目、春原二丁目、原町一丁目、鶴町一丁目、高砂町、比良町一丁目、比良町二丁目、比良町三丁目、比良町四丁目、比良町五丁目、平岩の一部（境川、東鳥越、西鳥越、片平山、スノセ、カジャガ平、下高鳥、タラミ田、仏ノ堂、南谷、長藪、上高鳥、中高鳥、二反田、樋ノ口、砂田、石ノ田、坂本、ナガソ、アマリノ、桐ノ木、中ノ段、粉木前田、馬ノコ子、ヒキケ谷、上登七、ナル石、小原、下登七、後口田、浜場、モト屋敷、ウケノ上、ウケ、沖ノ口、上長ソ、鶯ヶ尾、ツガ、上松葉山、日の平、タイソワ、ハトノ山、クスモレ、ヲシガ谷、ナガツベ、山ノ田、迫ノ木戸、上赤木、獅子場、梅ノ木藪、下赤木、西金山、東金山、飯谷川、ウケ前田、下飯谷川、ショウケ田、西谷、湯田、上飯谷川、熊ヶ倉、樅木、ココノ田、カバル、土々呂ノ元、ヨリアゲ、エン谷、コウ地、タキシタ、西ウタ、東ウタ、登り立、西ノ河、元市、ヨシヤノ木、馬溝、中ノ別府、下ノ原、ミコノ子、クボ田、北ノソノ、金ヶ浜、下向工、松添、木ノ谷、大斎、神鈴及び有水

）、財光寺の一部（渡場、大谷尻、白髭、池ノ下、池ノ内、比良、川路、窪ヶ島及び山下）、日知屋の一部（松迫、宗崎、中割、荒井、四十、鉾山口、上ヶノ丸、庄手、大仁田、桑水流、的場、池ノ内、髪屋敷、古屋敷、ホセキギワ、下払、淀原、団子の越、荒平、管ヶ迫、山ノ神、奥ノ神、西ノ迫、西屋敷、屋敷ノ前、長谷、口ノ田、柳丸、五反田、深坪、小庄手、堤ノ内、樋渡シ、浜入、上スルギ、六反田、小浜入、西深野、本深野、通り山、長迫、センガ迫、掘り、小島、半蔵ヶ下及び山ノ口）、東郷町山陰甲の一部（寺迫及び向原を除く。）、東郷町山陰乙の一部（松ノ下、上ノ水流、横瀬、上ノ原、久保畑、迫田、下ノ原、崎山、日ノ平、藤ノ木、鳥川、竹ノ本、太田、広瀬、宮ヶ原、鶴戸木、日田尾、出口、間溝、広瀬田、桂原、岩金及び中ノ原）、東郷町山陰丙の一部（上大谷、中大谷、柿ノ木田、下大谷、大谷越、前坂、佐治ヶ谷、城ヶ尾、笹ノ元、切瀬、瀧下、小野田、老谷、又江野、船戸、後口内及び六地藏飛地）、東郷町山陰丁の一部（冠嶽、山下、小長野、幸崎、井尻、上ノ原、下深瀬、中深瀬、上深瀬、中畑、毛牛草山、樋田、中島、日ヶ道、山内、羽坂、中河原、山下、大河原、硯野及び近広）、東郷町山陰辛の一部（下モ内、ニタ堀、内ノ口、大工野、荒平、白浜、中水流、年ノ神、今別府、後口原、田中田及び六地藏）、東郷町山陰己の一部（長迫、桑木田、コヲ崎、坂下、稲葉野、井川ノ元、田野々、高築、福土及び開谷）、東郷町山陰戊の一部（笹木野、赤松、桑水流、前田、上ノ原及び仲瀬）、東郷町下三ヶの一部（松尾、西林、板山及び下水流）、東郷町八重原迫野内の一部（沢潟、白浜口、下内谷、上ノ水流、上ノ原、後口迫、八重原、中島、長野、地内前、原ヶ迫、鷺ノ巣、山下吐、荒内、下鹿瀬、谷内原、岡見野、桑水流、下細亦、上細亦、上鹿瀬及び河原）及び東郷町山陰庚の一部（池野、池田、塚ノ元、釘野々、唐木野、屋敷田、山ノ口及び大谷山）

エ 門川町大字川内及び大字門川尾末の一部（分蔵、分蔵下中須、新城、山野尻、柳ノ瀬、上柳ノ瀬、町前田、古城、上宮川内、森ノ前、黒岩、荒谷、黒岩谷、太田、松迫、横枕、梅木、七反田、西又、四国田、カギ田、坂ノ下、仕舞田、由良ノ口、弓田、堂ノ本、柿迫、地藏面、白木、五反田、淀原、大マコモ、小マコモ、鳥居ヶ原、大仁田、小仁田、久保田、日平、樫権及び蛭谷）

オ 美郷町北郷区宇納間の一部（中原、中原前、羽子場、大原、甲田、平田、汐、平山、西野々、垂門、米花、今別府、櫻

ノ森、織田、椎矢谷、力石、山口、九郎造、長野、尾田ノ原、竹ノ原、板屋、田谷、岩下、龍之元、中角、下角、吉田、向宇納間、奥栢、細宇納間、御堂原、池之原、琵琶原、廣野、高鼻、秋元、松ヶ原、塔野原、藤藪及び鹿猪谷）、北郷区入下、北郷区黒木の一部（日平、アイノ内、尾平、小久保、舟方、ヨリキ、板ヶ原、小原、ホコノサコ、所野、沖ノ園、田ノ畑、石原、芝原、小屋ノ谷、トサキ、ウノス、黒瀬、アカリ、ウドノロ、イヌイカクラ、猫ノ越、下モノ前、飯谷、ウセ田、檜木田、コノノタイラ、ヤキウ、畑ノシリ、日渡、山ノ木浦、吉ノ谷、ダゴ田、井手ノ谷、柳ノ原、中ノ堀、中原、境ノ谷、コウ鶴、松葉、尾ノ花、トウノ原、エラ、アラ田、深田ノ原、詰ノ谷、アマゴノ原、ソグ田、ソウ谷、玉カツラ、赤木谷、管ノ谷、トン谷、シメ山、中ノ瀬、クロンゴ、日野及び土々呂）及び西郷区田代の一部（横山、西ノ八峽、扇山、鳩尻、宮ノ平、岩下、ヒシリ瀧、赤木、山ノ口、山ノ川内、澤水、ビバノ首、柳ノ谷、元越、巖島、小田、曾谷原、槇ノ谷、下鶴、小曾木、大椎、笹ノ本、丸シゲ谷、穴ノ内、隼人屋敷、大内原、鶴木、アマリ、上南郷、足北谷、高崎、羽太郎谷、笹原、谷内、堂ノ元、花水流北の寄、花水流宮ノ元、花水流、立元、中村、花水流屋敷廻、花水流経塚ノ元、馬渡、花水流開、百畝町、下ヤカヘトノ下、下ヤカヘ橋ノ向、市ヶ原、ドフメキ、ナバ田、長場山、中山谷、門川越、下ヤカヘ宮田、下ヤカヘ、下ヤカヘ上ノ園、下ヤカヘ向園、荒平、草木、藪の越、坂ノ下、内ノ元、橋ノ元、上ヤカヘ上ノ園、上ヤカヘ、上ヤカヘ山下、上ヤカヘ道、熊ソフ谷、ツツジ谷、カイノキ谷、小八峽、黒仁田、丸野、中ノ谷、舟戸差金、舟戸、飛渡、小田ノ原、後ノ迫、池ノ迫、原良、下古川、沖ノソネ、田向、中島、申原、黒椎ノ前、和田東、和田、木ノ下、和田西、原、猪倉ヶ吐、ソリ田、西ノ川、カシ寄、持山、上野口原、中野口原、下野口原、開田、耳切、舟川、舟木、長谷、下り田、柿内平、山玉越及び道野々原）

2 搬出を制限する家畜の種類等

(1) 搬出を制限する家畜の種類

鶏、あひる、うずら及び七面鳥並びにそれらの死体

(2) 搬出を制限する物品

病原体をひろげるおそれのある物品

(3) 搬出を制限する区域

平成23年宮崎県告示第76号の2の2の(3)に掲げる区域から、1の③のア及びイ並びに以下に掲げる区域を除いた区域

日向市美々津町の一部（下町を除く。）、東郷町山陰甲の一部（寺迫及び向原を除く。）、東郷町山陰乙の一部（日田尾、鶴戸木及び太田）及び東郷町下三ヶの一部（松尾）